

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	指定調査機関への適合命令	根拠条項	第39条				
処分基準	<p>(適合命令)</p> <p>第39条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第31条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
	<p>(指定の基準)</p> <p>第31条 環境大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次NO	- 1

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法		法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	指定調査機関への適合命令		根拠条項	第39条			
処分基準	<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号） （指定調査機関の指定の基準）</p> <p>第2条 法第31条第一号の環境省令で定める基準であって経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 債務超過となっていないこと。</p> <p>二 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。</p> <p>2 法第31条第一号の環境省令で定める基準であって技術的能力に係るものは、法第34条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。</p> <p>3 法第31条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 一般社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第2条第一号の株式会社 株主</p> <p>四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの</p> <p>4 法第31条第三号の環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <p>一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。</p> <p>二 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次NO